ふれあいのまちづくり事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施するふれあいのまちづくり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市社協が行う別表第１欄及び第２欄で掲げる事業とする。

（補助対象経費）

第３条　本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第３欄及び第４欄に定めるものとする。ただし、他の補助金、委託費等の対象とされる者の人件費は除く。

（補助金の額）

第４条　本補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で市長が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第１号）に規則第４条第１号及び第２号で定める必要書類を添付して、毎年４月１０日までに市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定をするものとする。

（補助金の交付）

第７条　市長は、市社協からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。なお、規則第１１条第１項ただし書により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

（実績報告）

第８条　市社協は、補助対象事業を当該年度の末日までに完了させ、補助事業等実績報告書（様式第２号）に規則第１２条第１号及び第２号で定める必要書類を添付して、補助金の交付された翌年度の４月１５日までに市長へ提出しなければならない。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱（平成１３年４月１日制定）により、交付申請され、交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第２条、第３条関係）

１　補助対象事業		２　事業内容	３　補助対象経費	４　補助率
ふれあいのまちづくり事業	（１）　相談事業の実施	各種相談の開設（心配ごと、一般、法律、司法書士、人権、行政、身障、教育）	１　一般相談に係る人件費（非常勤職員給与、法定福利費 ２　法律相談、司法書士相談に係る諸謝金 ３　心配ごと相談員旅費交通費 ４　事務費（あらかじめ市長の承認を得た経費に限る。）	１０/１０（ただし、上限額は予算の範囲以内とする）
	（２）　要援護者を囲むネットワーク事業	地域の中で援護を必要とする世帯が安心して暮らしていける環境を築きあげるため、地域住民と関係機関が連携を密にしたネットワークを構築する。	助成金（活動費）１ネットワークにつき２００円／年	

様式第１号（第５条関係）

発鳥市社協第　　号
平成　　年　　月　　日

鳥取市長　様

申請人　住所　鳥取市富安二丁目 104-2
氏名　社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会　会長

補助金等交付申請書

年度において、下記のとおりふれあいのまちづくり事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第４条の規定により申請します。

記

１　補助事業等の名称
ふれあいのまちづくり事業補助金
２　補助金交付申請額
円
３　添付書類
（１）事業計画書
（２）収支予算書

様式第２号（第８条関係）

発鳥市社協第　　号
平成　　年　　月　　日

鳥取市長　様

補助事業者等　住所　鳥取市富安二丁目 104-2
氏名　社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会　会長

補助事業等実績報告書

年　月　日付け鳥取市指令受　　第　　号をもって交付決定のありましたふれあいのまちづくり事業補助金の実績について、鳥取市補助金等交付規則第１２条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　補助事業等の施行場所
２　補助事業等の実施期間　　平成　年　月　日から平成　年　月　日
３　補助事業等の実施方法
４　補助金等の交付決定額とその精算額
　　交付決定額　　金　　円
　　精算額　　金　　円
　　差引　　金　　円
５　添付書類
（１）事業報告書
（２）収支決算書
（３）その他